

## 【キャリア形成型】

補助事業名	募集期間	対象者	支給条件	補助上限・補助率
<p>労働者の職業能力向上</p> <p><a href="#">キャリア形成促進助成金</a></p> <p><a href="#">「1. 雇用型訓練コース」</a></p> <p><a href="#">(厚生労働省)</a></p>	随時	<p>【中小企業者・小規模事業者】</p> <p>◎雇用労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練などを計画に沿って実施する場合に、訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度。</p>	<p>【以下の事業に係る賃金の一部を補助】</p> <p>①特定分野認定実習併用職業訓練：建設業、製造業、情報通信業が実施する厚生労働省の認定を受けたOJT付き訓練</p> <p>②認定実習併用職業訓練：厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練</p> <p>③中高年齢者雇用型訓練：直近2年間継続して正規雇用経験のない中高年齢新規雇用者等を対象としたOJT付き訓練</p>	<p>(1人当たり助成金額)</p> <p>OFF-JT</p> <p>①②賃金助成：800円/時間</p> <p>・20時間以上100時間未満：中小企業15万円/以外10万円</p> <p>・100時間以上200時間未満：中小企業30万円/以外20万円</p> <p>・200時間以上：中小企業50万円/以外30万円</p> <p>OJT</p> <p>③ 実施助成：700円/時間</p> <p>(助成率)</p> <p>OFF-JT 賃金助成：①3分の2、②2分の1</p>
<p>労働者の職業能力向上</p> <p><a href="#">キャリア形成促進助成金</a></p> <p><a href="#">「2. 重点訓練コース」</a></p> <p><a href="#">(厚生労働省)</a></p>	随時	<p>【中小企業者・小規模事業者】</p> <p>◎雇用労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための重点的な職業訓練などを計画に沿って実施する場合に、訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度。</p>	<p>【以下の事業に係る賃金の一部を補助】</p> <p>①若年人材育成訓練：採用5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練</p> <p>②熟練技能育成・承継訓練：熟練技能者の指導力強化、技能継承のための訓練、認定職業訓練</p> <p>③成長分野等・グローバル人材育成訓練：成長分野や、海外関連業務に従事する人材育成のための訓練</p> <p>④中期的キャリア形成訓練：厚生労働大臣が専門実践教育訓練として指定した講座</p> <p>⑤育児中・復職後等人材育成訓練：育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練</p>	<p>(1人当たり助成金額)</p> <p>OFF-JT 賃金助成：800円/時間</p> <p>・20時間以上100時間未満：中小企業15万円/以外10万円</p> <p>・100時間以上200時間未満：中小企業30万円/以外20万円</p> <p>・200時間以上：中小企業50万円/以外30万円</p> <p>(助成率)</p> <p>OFF-JT 賃金助成：2分の1 (※3分の2)</p> <p>※セルフ・キャリアドック制度導入企業及び若年雇用促進法に基づく認定事業主を対象に経費助成率を引上げ</p>
<p>労働者の職業能力向上</p> <p><a href="#">キャリア形成促進助成金</a></p> <p><a href="#">「3. 一般型訓練コース」</a></p> <p><a href="#">(厚生労働省)</a></p>	随時	<p>【中小企業者・小規模事業者】</p> <p>◎雇用労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練（「1. 雇用型訓練コース」と「2. 重点訓練コース」訓練以外）などを計画に沿って実施する場合に、訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度。</p>	<p>【以下の事業に係る賃金の一部を補助】</p> <p>○一般企業型訓練：「1. 雇用型訓練コース」と「2. 重点訓練コース」訓練以外</p>	<p>補助上限・補助率</p> <p>(1人当たり助成金額)</p> <p>賃金助成：400円/時間</p> <p>・20時間以上100時間未満：中小企業7万円</p> <p>・100時間以上200時間未満：中小企業15万円</p> <p>・200時間以上：中小企業20万円</p> <p>(助成率)</p> <p>賃金助成：3分の1</p>
<p>労働者の職業能力向上</p> <p><a href="#">キャリア形成促進助成金</a></p> <p><a href="#">「4. 制度導入コース」</a></p> <p><a href="#">(厚生労働省)</a></p>	随時	<p>【中小企業者・小規模事業者】</p> <p>◎キャリア開発の効果の高い人材育成制度を導入した場合に、一定額を助成する制度。</p>	<p>【以下の事業を実施した場合に一定額を補助】</p> <p>①教育訓練職業能力評価制度</p> <p>・従業員への教育訓練職業能力評価を、ジョブカードを活用し計画的に行う制度を導入し、適用した場合に助成</p> <p>②セルフ・キャリアドック制度</p> <p>・一定の要件を満たした従業員に報酬を支給する制度を導入し、適用した場合に助成</p> <p>③技能検定合格報奨金制度</p> <p>・技能検定に合格した従業員に報奨金を支給する制度を導入し、適用した場合に助成</p> <p>④教育訓練休暇等制度</p> <p>・教育訓練休暇制度又は教育訓練短時間勤務制度を導入し、適用した場合に助成</p> <p>⑤社内検定制度</p> <p>・社内検定制度を導入し、実施した場合に助成</p>	<p>補助上限・補助率</p> <p>制度導入助成額：50万円</p> <p>※「最低適用人数」</p> <p>導入・適用計画提出時における企業全体の雇用する被保険者に応じて、最低適用人数の人数を適用して下さい。</p> <p>50人以上：5人</p> <p>40人以上50人未満：4人</p> <p>30人以上40人未満：3人</p> <p>20人以上30人未満：2人</p> <p>20人未満：1人</p>

## 【雇用環境型】

補助事業名	募集期間	対象者	支給条件	補助上限・補助率
非正社員の雇用及び正社員 キャリアアップ助成金 「1. 正社員化コース」 (厚生労働省)	随時	◎新規の雇入・パート社員の正社員化などの計画のある、雇用保険適用事業所	【以下の条件で、有期契約労働者等を雇用する場合に助成】 ①正規雇用労働者・多様な正社員等に転換 / ②直接雇用 ※以下の場合、随時加算 ▽派遣労働者を派遣先での正規雇用 / ▽母子・父子家庭 ▽35歳未満の転換(若者雇用促進法に基づき認定された事業主) / ▽勤務地・職務限定正社員制度	補助上限・補助率 (1人当たり助成金額) ・有期→正規:60万円 ・有期→無期:30万円 ・無期→正規:30万円 ・有期→多様な正社員[勤務地・職務限定、短時間正社員]:40万円 ・無期→多様な正社員:20万円 ・多様な正社員→正規:20万円
非正社員の雇用及び正社員 キャリアアップ助成金 「2. 人材育成コース」 (厚生労働省)	随時	◎新規の雇入・パート社員の正社員化などの計画のある、雇用保険適用事業所	【以下の訓練を、有期契約労働者等を実施した場合に助成】 ①一般職業訓練 (OFF-JT) ②有期実習型訓練 (ジョブカードを活用したOFF-JT+OJT) ③中長期的キャリア形成訓練 (専門的・実践的な教育訓練:OFF-JT)	補助上限・補助率 (1人当たり助成金額) OFF-JT ・賃金助成:800円/時間 ・経費助成:①最大30万円②・③最大50万円 (※②の実施後、正規雇用へ転換要) OJT ・実施助成:800円/時間
非正社員の雇用及び正社員 キャリアアップ助成金 「3. 処遇改善コース」 (厚生労働省)	随時	【中小企業者・小規模事業者には、別途、加算措置あり】 ◎新規の雇入・パート社員の正社員化などの計画のある、雇用保険適用事業所	【以下の取組みを、有期契約労働者等を実施した場合に助成】 ①すべて又は一部の基本給の賃金テーブルを増額改定(2%増額)、昇給 【中小企業】賃金テーブルを改定(3%増額)した場合に、助成額を加算 ②正規雇用労働者との共通の処遇制度を導入・適用 ③短時間労働者の週所定労働時間を5時間以上延長し社会保険を適用 ※労働者の手取収入が減少しないように労働時間を1~4時間だけ延長しても助成される場合があります。	補助上限・補助率 ①賃金テーブル改定(対象労働者数に応じた助成金額) ・全ての賃金テーブル改定 ・雇用形態別、職種別等の賃金テーブル改定 【中小企業】 ▽全ての賃金規定等改定の場合:14,250円/人を加算 ▽一部の賃金規定等改定の場合:7,600円/人を加算 ※生産性向上の認定を受けると支給額が更に加算 ②共通処遇推進制度 ・法定外の健康診断制度を新たに規定(4人以上) :40万円/事業所 ・共通の賃金テーブルの導入・適用:60万円/事業所 ③短時間労働者の労働時間延長:20万円/人
賃金引上 業務改善助成金 【中小企業最低賃金引上げ 支援対策費補助金】 (厚生労働省)	随時	【中小企業・小規模事業者】 I. 事業場内における最低賃金の一定額以上の引上げ ▽最低賃金の引上げ / 引上げ前の賃金 【5つの申請コース】 ① 30円以上 / 750円未満 / ② 40円以上 / 800円未満 / ③ 60円以上 / 1,000円未満 ④ 90円以上 / 800円以上1,000円未満 / ⑤ 120円以上 / 800円以上1,000円未満 II. 労働能率の増進に資する設備・機器の導入による業務改善と費用支出	【以下の生産性向上の設備投資に係る経費の一部を補助】 ▽人材育成 / ▽教育訓練費 / ▽経営コンサルティング経費 / ▽POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ▽リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮 ▽インターネット受発注機能があるホームページの作成による業務の効率化 ▽顧客・在庫・帳簿管理システムの導入による業務の効率化 ▽専門家の業務フロー見直しによる顧客回転の向上	補助上限・補助率 ①事業場内における最低賃金の支給区分 ・補助率 7/10 (常時使用する労働者が企業全体で30人以下の場合、3/4) ※別途定める生産性要件を満たした場合は、3/4(4/5) ・補助上限 ① 30円以上 / 750円未満:50万円 ② 40円以上 / 800円未満:70万円 ③ 60円以上 / 1,000円未満:100万円 ④ 90円以上 / 800円以上1,000円未満:150万円 ⑤ 120円以上 / 800円以上1,000円未満:200万円

## 【雇用環境型】

補助事業名	募集期間	対象者	支給条件	補助上限・補助率
<p><b>男性への育児休業推進</b></p> <p><a href="#">両立支援等助成金</a></p> <p><a href="#">「1. 出生時両立支援コース」</a></p> <p><a href="#">(厚生労働省)</a></p>	随時	<p>◎仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主</p> <p>□男性労働者が育児休業をしやすい職場風土作りのための取組を行う事業主に支給</p>	<p>【以下の全てに該当すること】</p> <p>①男性の育休を取得しやすい職場風土作りのために、以下の取組を実施した場合。</p> <p>ア：男性労働者を対象に、育休制度の促進にむけた資料等での周知</p> <p>イ：管理職による、子が出生した男性労働者への管理所食による育休取得推奨</p> <p>ウ：男性労働者の育児休業取得についての管理職向けの研修の実施</p> <p>②子の出生後8週間以内に開始する連続14日以上(中小企業は連続5日以上)の育児休業</p> <p>※過去3年以内に男性の育児休業取得者が出ている事業主は対象外</p>	<p>補助上限・補助率</p> <p>・支給額：</p> <p>中小企業 取組及び育休1人目57万円</p> <p>2人目以降14.25万円</p> <p>中小企業以外 取組及び育休1人目28.5万円</p> <p>2人目以降14.25万円</p> <p>※支給人数：1年度につき1人まで補助</p>
<p><b>介護離職の予防</b></p> <p><a href="#">両立支援等助成金</a></p> <p><a href="#">「2. 介護離職防止支援コース」</a></p> <p><a href="#">(厚生労働省)</a></p>	随時	<p>◎仕事と介護の両立支援に取り組む事業主</p> <p>□「職場環境整備の取組」と「介護休業の取得と職場復帰、または働きながら介護を行うための勤務制限制度の利用」に取り組んだ場合に一定額を支給</p>	<p>①職場環境整備の取組</p> <p>ア. 社内アンケートの実施 / イ. H29年改正育児・休業休業法に基づく介護関係制度の導入</p> <p>ウ. 人事労務担当者等による研修の実施、周知等 / エ. 相談窓口の設置及び周知 他</p> <p>②介護休業・介護制度の利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援プランの作成</li> <li>・介護休業と介護制度、それぞれ条件がありますので、詳細は要項をご参照ください。</li> </ul>	<p>補助上限・補助率</p> <p>「介護休業」</p> <p>・支給額：</p> <p>中小企業 57万円(2回/1事業主あたり)</p> <p>中小企業以外 38万円(2回/1事業主あたり)</p> <p>「介護制度」</p> <p>・支給額(支給限度数)：</p> <p>中小企業 28.5万円(2回/1事業主あたり)</p> <p>中小企業以外 19万円(2回/1事業主あたり)</p>
<p><b>育児休業からの復帰支援</b></p> <p><a href="#">両立支援等助成金</a></p> <p><a href="#">「3. 育児休業等支援コース」</a></p> <p><a href="#">(厚生労働省)</a></p>	随時	<p>◎仕事と家庭の両立支援に取り組む<b>中小企業者</b></p> <p>□[育休取得時・職場復帰時]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育休復帰支援プランを作成し、プランに沿って労働者に育休を取得、職場復帰させた中小企業事業主に支給</li> </ul> <p>[代替要員確保時]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育休取得者の代替要員を確保し、休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に支給</li> </ul>	<p>[育休取得時・職場復帰時]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育休復帰支援プランの作成</li> <li>・それぞれ条件がありますので、詳細は要項をご参照ください。</li> </ul> <p>[代替要員確保時]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育休取得者の職場復帰前に、就業規則等に育休が終了した労働者を原職等に復帰させる旨を規定</li> <li>・各種条件がありますので、詳細は要項をご参照ください。</li> </ul>	<p>補助上限・補助率</p> <p>[育休取得時・職場復帰時]</p> <p>・支給額 [1企業2人まで支給(無期1人、有期1人)]</p> <p>「育休取得時」 28.5万円/1人あたり</p> <p>「職場復帰時」 28.5万円/1人あたり</p> <p>「育休取得者の職場支援」 19万円(「職場復帰時」)</p> <p>[代替要員確保時]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給額 47.5万円/1人あたり(有期の場合、9.5万円加算)</li> <li>・支給対象期間 5年間</li> <li>・支給人数 1年度あたり10人まで</li> </ul>
<p><b>育児・介護退職者の復帰支援</b></p> <p><a href="#">両立支援等助成金</a></p> <p><a href="#">「4. 再雇用者評価処遇コース」</a></p> <p><a href="#">(厚生労働省)</a></p>	随時	<p>◎仕事と家庭の両立支援に取り組む<b>中小企業者</b></p> <p>□妊娠、出産、育児又は介護として退職した者が、職場復帰でき、配置・処遇される再雇用制度を導入し、採用した事業主に一定額を支給</p>	<p>【以下の全てに該当すること】</p> <p>①妊娠、出産、育児又は介護として退職した者に再雇用制度を導入</p> <p>②退職後1年以上経過している対象労働者を再雇用し、無期雇用者として一定期間継続雇用</p> <p>※当初、有期契約労働者として再雇用した場合も、無期雇用に切り替えたうえで一定期間継続雇用すれば対象</p>	<p>補助上限・補助率</p> <p>・支給額(継続雇用6カ月・1年後の2回に半額ずつ支給)</p> <p>「再雇用1人目」 38万円</p> <p>「再雇用2～5人目」 28.5万円</p>

【雇用環境型】

補助事業名	募集期間	対象者	支給条件	補助上限・補助率																																																																										
<p><b>女性の活躍促進</b></p> <p><a href="#">両立支援等助成金「5. 女性活躍加速化コース」</a> <a href="#">(厚生労働省)</a></p>	随時	<p>◎女性が活躍しやすい職場環境の整備に取り組む事業主に助成する制度。</p> <p>□「数値目標達成に向けた取組」と「数値目標を達成」に対して、一定額を助成。</p>	<p>【以下のいずれも実施した場合に助成】</p> <p>①「加速化Aコース」：数値目標達成に向けた取組（常時雇用する労働者数300人以下の事業主のみ）</p> <p>②「加速化Nコース」：数値目標を達成（全ての雇用保険事業主）</p> <p>※女性管理職比率の上昇が基準以上の場合</p>	<p>補助上限・補助率</p> <p>①「加速化Aコース」 ・支給額：28.5万円（1回限り/1事業主あたり）</p> <p>②「加速化Nコース」 ・支給額：28.5万円（1回限り/1事業主あたり）</p> <p>※47.5万円</p>																																																																										
<p><b>65歳以降の継続雇用</b></p> <p><a href="#">65歳超雇用促進助成金</a> <a href="#">(厚生労働省)</a></p>	平成29年 4月30日(日) まで	<p>◎65歳以降の定年引上げや継続雇用制度の導入を支援する制度。</p> <p>【以下のいずれかを実施する事業主】</p> <p>①65歳以上への定年の引上げ</p> <p>②定年の定め廃止</p> <p>③希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入</p>	<p>□制度を規定した際に経費を要した場合</p> <p>□制度を規定した労働規約または職業規則を整備している場合</p> <p>他</p>	<p>補助上限・補助率</p> <p>①65歳への定年引上げの場合：100万円</p> <p>②66歳以上への定年引上げ又は、定年の定め廃止の場合 ：120万円</p> <p>③希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入 ：66歳～69歳 60万円 ：70歳以上 80万円</p>																																																																										
<p><b>65歳以降の継続雇用</b></p> <p><a href="#">65歳超雇用推進助成金</a> <a href="#">「65歳超継続雇用促進コース」</a> <a href="#">(厚生労働省)</a></p>	平成29年 5月1日(月) から	<p>◎65歳以上の定年引上げや継続雇用制度の導入を支援する制度。</p> <p>【以下のいずれかを実施する事業主】</p> <p>①65歳以上への定年の引上げ</p> <p>②定年の定め廃止</p> <p>③希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入</p>	<p>【対象経費の変更：定年引上げ等に要した以下の2つの経費のみ】</p> <p>□就業規則の作成を専門家へ委託した場合の委託費</p> <p>□労働協約により①定年の引上げ、②定年の定め廃止、③継続雇用制度の導入を締結するためコンサルタントとの相談に要した経費</p>	<p>補助上限・補助率</p> <p>〔支給額区分表〕( )は引上げ幅</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="4">【65歳以上の定年引上げ】【定年の定め廃止】</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">65歳以上 被保険者数</th> <th>措置内容</th> <th colspan="2">65歳まで引上げ</th> <th colspan="2">66歳以上に引上げ</th> </tr> <tr> <td></td> <th>(5歳未満)</th> <th>(5歳)</th> <th>(5歳未満)</th> <th>(5歳以上)</th> <th>定年の定め の廃止</th> </tr> <tr> <td>1～2人</td> <td></td> <td>20万円</td> <td>30万円</td> <td>25万円</td> <td>40万円</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>3～9人</td> <td></td> <td>25万円</td> <td>100万円</td> <td>30万円</td> <td>120万円</td> <td>120万円</td> </tr> <tr> <td>10人以上</td> <td></td> <td>30万円</td> <td>120万円</td> <td>35万円</td> <td>145万円</td> <td>145万円</td> </tr> </table> <p>【希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入】</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">65歳まで引上げ</td> <td colspan="2">66歳以上に引上げ</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">65歳以上 被保険者数</th> <th>措置内容</th> <th>(5歳未満)</th> <th>(5歳)</th> <th>(5歳未満)</th> <th>(5歳以上)</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1～2人</td> <td></td> <td>10万円</td> <td>20万円</td> <td>15万円</td> <td>25万円</td> </tr> <tr> <td>3～9人</td> <td></td> <td>15万円</td> <td>60万円</td> <td>20万円</td> <td>80万円</td> </tr> <tr> <td>10人以上</td> <td></td> <td>20万円</td> <td>75万円</td> <td>25万円</td> <td>95万円</td> </tr> </table>			【65歳以上の定年引上げ】【定年の定め廃止】				65歳以上 被保険者数	措置内容	65歳まで引上げ		66歳以上に引上げ			(5歳未満)	(5歳)	(5歳未満)	(5歳以上)	定年の定め の廃止	1～2人		20万円	30万円	25万円	40万円	40万円	3～9人		25万円	100万円	30万円	120万円	120万円	10人以上		30万円	120万円	35万円	145万円	145万円			65歳まで引上げ		66歳以上に引上げ		65歳以上 被保険者数	措置内容	(5歳未満)	(5歳)	(5歳未満)	(5歳以上)						1～2人		10万円	20万円	15万円	25万円	3～9人		15万円	60万円	20万円	80万円	10人以上		20万円	75万円	25万円	95万円
		【65歳以上の定年引上げ】【定年の定め廃止】																																																																												
65歳以上 被保険者数	措置内容	65歳まで引上げ		66歳以上に引上げ																																																																										
		(5歳未満)	(5歳)	(5歳未満)	(5歳以上)	定年の定め の廃止																																																																								
1～2人		20万円	30万円	25万円	40万円	40万円																																																																								
3～9人		25万円	100万円	30万円	120万円	120万円																																																																								
10人以上		30万円	120万円	35万円	145万円	145万円																																																																								
		65歳まで引上げ		66歳以上に引上げ																																																																										
65歳以上 被保険者数	措置内容	(5歳未満)	(5歳)	(5歳未満)	(5歳以上)																																																																									
1～2人		10万円	20万円	15万円	25万円																																																																									
3～9人		15万円	60万円	20万円	80万円																																																																									
10人以上		20万円	75万円	25万円	95万円																																																																									
<p><b>雇用機会不足地域の人材確保</b></p> <p><a href="#">地域雇用開発助成金</a> <a href="#">「地域雇用開発コース」</a> <a href="#">[鹿屋、志布志地区を除く]</a> <a href="#">(厚生労働省)</a></p>	随時	<p>【以下の全て実施する、雇用機会が特に不足している地域の事業主】</p> <p>①事業所の設置・整備を行う場合</p> <p>②その地域に居住する求職者等を雇い入れる場合</p>	<p>【以下の事業に係る経費の一部を補助】</p> <p>▽計画日から完了日までの間に要した事業所の設置・整備費用と増加した支給対象者の数に応じて、1年ごとに最大3回支給。</p> <p>※右の「支給額区分表」は、設置・整備費用が3,000万円以上の場合と5,000万円以上の場合にも、支給対象者の増加数に応じた支給額が設定されます。詳細は、厚生労働省のホームページをご参照下さい。</p>	<p>補助上限・補助率</p> <p>〔支給額区分表〕(創業の場合)</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">設置・整備費用</th> <th colspan="4">支給対象者の増加数</th> </tr> <tr> <th>3～4人</th> <th>5～9人</th> <th>10～19人</th> <th>20人以上</th> </tr> <tr> <td>300万円以上 1,000万円未満</td> <td>48万円 (50万円)</td> <td>76万円 (80万円)</td> <td>143万円 (150万円)</td> <td>285万円 (300万円)</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以上 3,000万円未満</td> <td>57万円 (60万円)</td> <td>95万円 (100万円)</td> <td>190万円 (200万円)</td> <td>380万円 (400万円)</td> </tr> </table> <p>〔支給事例〕 ...750万円の内装工事、3人(パート含)従業員を雇用 合計 168万円支給 =1回目 72万円+2回目 48万円+3回目 48万円 (48万円+24万円)</p>	設置・整備費用	支給対象者の増加数				3～4人	5～9人	10～19人	20人以上	300万円以上 1,000万円未満	48万円 (50万円)	76万円 (80万円)	143万円 (150万円)	285万円 (300万円)	1,000万円以上 3,000万円未満	57万円 (60万円)	95万円 (100万円)	190万円 (200万円)	380万円 (400万円)																																																							
設置・整備費用	支給対象者の増加数																																																																													
	3～4人	5～9人	10～19人	20人以上																																																																										
300万円以上 1,000万円未満	48万円 (50万円)	76万円 (80万円)	143万円 (150万円)	285万円 (300万円)																																																																										
1,000万円以上 3,000万円未満	57万円 (60万円)	95万円 (100万円)	190万円 (200万円)	380万円 (400万円)																																																																										